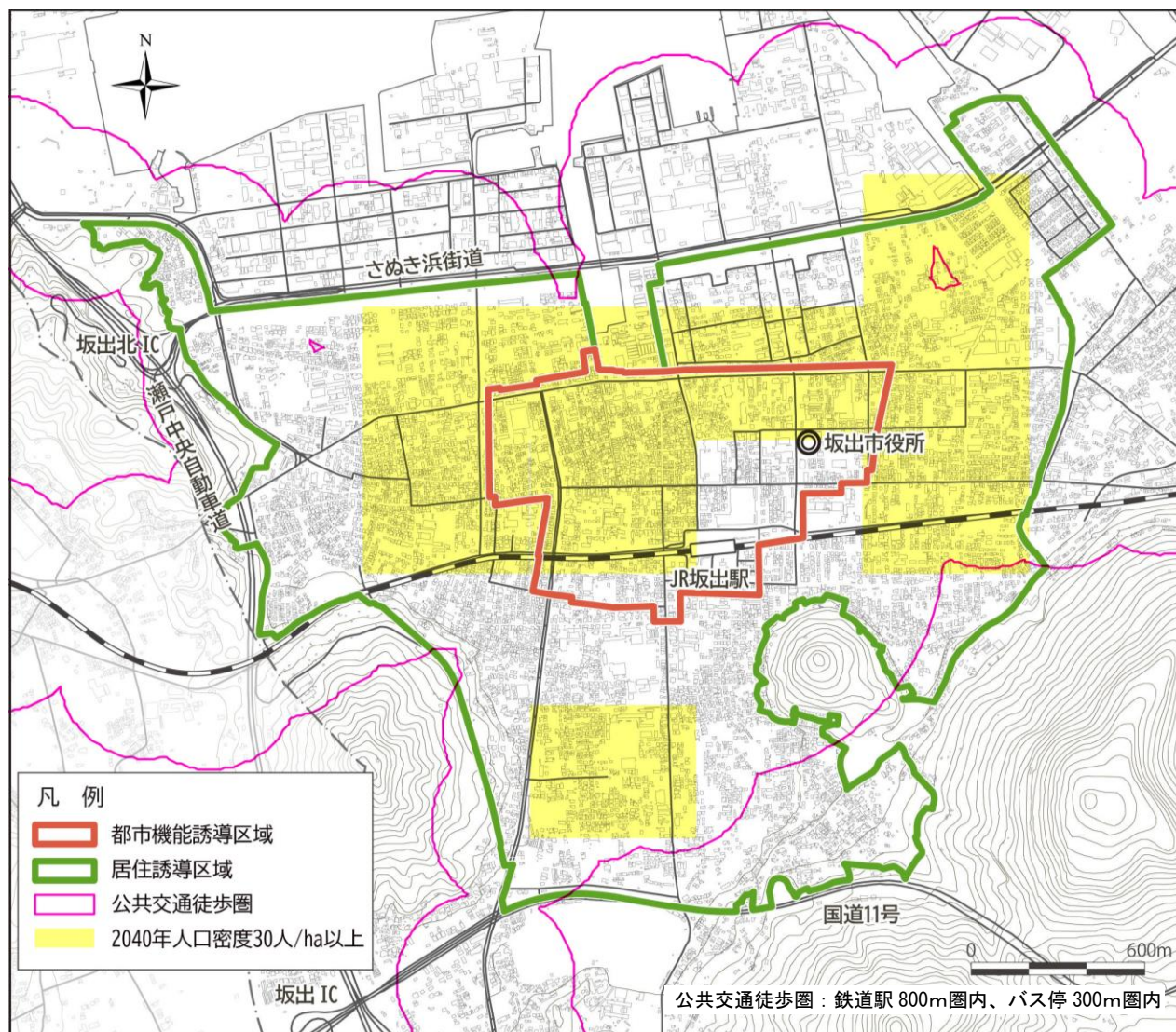


居住誘導区域・都市機能誘導区域



【都市機能誘導区域】

都市機能を集積し、維持・強化することで、まちなかの魅力の増進を図る、本市の中心的役割を担う区域です。そのため、商業地域および近隣商業地域を基本として、現に各種の都市機能が一定程度集積しており、加えて、市内各所からの公共交通アクセスに優れているJR坂出駅周辺の区域を都市機能誘導区域として設定します。

【居住誘導区域】

都市機能誘導区域に集積する都市機能を維持・強化するため、人口減少の中にあっても一定の人口密度を確保する区域です。そのため、都市機能誘導区域の周辺において、徒歩・自転車・公共交通により都市機能誘導区域へ容易にアクセスでき、加えて、将来的にも一定の人口密度の確保が見込まれる区域を居住誘導区域として設定します。

都市機能誘導施設

機 能	誘導施設
商 業	大規模商業施設（店舗面積 3,000 m ² 以上）
医療・保健	病院（第二次救急医療施設）、保健センター（地域保健法第 18 条）
行 政	市役所（本庁）、中核的な公共施設（広域を対象として総括的なサービスを提供する施設）
教 育	高等学校等（幼稚園、小学校、中学校を除く学校＜学校教育法＞）
子育て	子育て世代活動支援センター
文化・交流	文化施設（図書館、美術館、市民ホールなど、広域を対象として総括的なサービスを提供する施設） 地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設